

豊橋市公金管理検討会議ワーキング部会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊橋市公金管理検討会議要綱（平成14年3月6日施行）第3条第2項の規定に基づき設置する豊橋市公金管理検討会議ワーキング部会（以下「部会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 部会は、豊橋市公金管理検討会議の委員が属する部局内の職員をもって構成する。

2 部会に部会長を置き、会計課長補佐をもって充てる。

3 部会長は、部会の会議を主宰する。

4 部会長は、必要に応じ、第1項に規定する構成員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第3条 部会の庶務は、会計課において行うものとする。

(雑則)

第4条 この要領に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成16年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。